

【件名】

中野区災害廃棄物処理計画の改定について

【要旨】

令和3年3月に「中野区災害廃棄物処理計画」を策定した後、「東京都災害廃棄物処理計画」（以下「都計画」という。）の改定や、東京都防災会議による「首都直下地震等による東京の被害想定」における新たな被害想定公表があった。

また、これに伴い特別区においては、「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」（以下「特別区ガイドライン」という。）の見直しが行われている。

このため、都計画、被害想定及び特別区ガイドラインとの整合を図るために中野区災害廃棄物処理計画を改定したので報告する。

1 前計画からの主な変更点

(1) 被害想定及び災害廃棄物発生量推計

被害想定	改定後	改定前	発生量推計	改定後	改定前
全壊棟数(棟)	1,035	2,241	解体廃棄物等(t)	411,505	867,279
半壊棟数(棟)	4,884	7,362	避難所ごみ(t/日)	14.1	36.4
火災焼失棟数(棟)	1,328	7,000	生活ごみ(t/年)	57,253	60,932
避難者数(人)	48,402	76,807	し尿(L/日)	100,691	185,305

(2) 対象とする廃棄物の種類と概要

都計画における廃棄物の分類に合わせて分類を変更した。

(3) 廃棄物処理の流れ

都計画において、仮置場となり得るオープンスペースが少ないことや廃棄物が発生する時期等を考慮し、廃棄物の種類により搬入先を整理して処理することとなったため、処理の流れを変更した。

(4) 仮置場等の定義及び必要面積

都計画において、新たに片づけごみを排出する場として「集積所」が定義されたことを受け、平時のごみ集積所と区別するため「地区集積所」として整理した。

また、災害廃棄物発生量推計の変更に伴い、仮置場必要面積を 371,952 m²から 184,655 m²に変更した。

2 中野区災害廃棄物処理計画の構成

第1章 基本的事項

第1節 計画策定の目的等

第2節 計画の位置付け

第3節 対象とする災害の種類・規模

第4節 計画の基本的な考え方

第5節 災害廃棄物処理の実施主体

- 第6節 対象とする災害廃棄物
- 第7節 災害廃棄物等の発生量推計
- 第8節 時期区分ごとの主な取組事項
- 第2章 災害廃棄物対策
 - 第1節 平時（発災前）
 - 第2節 初動期（発災から約1か月）
 - 第3節 応急対策期（発災後1か月～6か月）
 - 第4節 災害復旧・復興期（発災後6か月以降）

3 今後の取組

災害発生時の廃棄物発生量抑制のために平時に行うべき取組や、災害発生時の廃棄物の分別・排出方法等について、なかの区報や区ホームページ等により区民への周知を行う。

併せて、災害発生時に行うべき業務等を記載した職員用マニュアルを作成し、清掃事業に携わる職員等への研修を行う。